

～遊漁船業者登録(更新)申請書類一覧～

	個人	法人
登録申請者関係	①遊漁船業者登録申請書 (様式1号の表面及び裏面)	①遊漁船業者登録申請書 (様式1号の表面及び裏面)
	②誓約書(様式第2号)	②誓約書(様式第2号)
	③損害賠償保険の保険証券の写し (てん補限度額: 1人あたり3千万円以上×旅客定員数)	③損害賠償保険の保険証券の写し (てん補限度額: 1人あたり3千万円以上×旅客定員数)
	④使用船舶の船舶検査証書の写し	④使用船舶の船舶検査証書の写し
	⑤申請者の住民票の妙本又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し) ※⑦の住所と同じなら省略可	⑤登記簿謄本(現在事項全部証明書) ※目的(業務内容)に遊漁船業又はそれに該当する事業が記載されていること
	⑥未成年者である場合 その法定代理人の住民票の妙本又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し)	⑥役員の住民票の妙本又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し)
遊漁船業務主任者関係	⑦海技免状、又は小型船舶操縦士免許の写し ※「特定」の表記があること	⑦海技免状、又は小型船舶操縦士免許の写し ※「特定」の表記があること
	⑧遊漁船業務主任者の実務経験又は実務研修を証する書面(様式第3号) →1日につき5時間以上、10日以上 ※証明者の身分証明書の写しを添付	⑧遊漁船業務主任者の実務経験又は実務研修を証する書面(様式第3号) →1日につき5時間以上、10日以上 ※証明者の身分証明書の写しを添付
	⑨誓約書(様式第3-2号)	⑨誓約書(様式第3-2号)
	⑩遊漁船業務主任者を養成するための講習会を受講したことを証する修了書の写し※1	⑩遊漁船業務主任者を養成するための講習会を受講したことを証する修了書の写し※1
	⑪選任した遊漁船業務主任者の住民票の妙本又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し)※⑦に住所記載があれば省略可	⑪選任した遊漁船業務主任者の住民票の妙本又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し)※⑦に住所記載があれば省略可

※1 遊漁船業務主任者講習会の有効期限は終了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年を経過していないこと。

手数料 新規 ¥15,000 更新 ¥12,000

※県証紙が購入できない離島からの申請は、郵便為替で受付ています。

※ 登録更新は、有効期限の30日前までに行いましょう。

※ 新規登録申請の場合は、業務規定も併せて提出して下さい。